

〔団体の概要〕

企 業 名	株式会社 社会計画研究所		
所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目16番15号 TEL:03-3263-9877 FAX:03-3265-8240 E-mail:BZP06722@nifty.com		
ホームページ			
創業年月	昭和50年12月		
代表者	代表取締役 斉藤 次男	担当者	青野 紘
沿 革	資本金 1000万円 従業員 6名 この研究所のスタッフは、シンクタンク社会工学研究所に入所し、その後、財団法人社会総合研究所を昭和49年に創設しました。1年の準備期間を経て、昭和50年に設立しました。		
事業の概要	業務の内容 (1)広域計画に関する調査・研究 (2)総合計画に関する調査・研究 (3)商業・観光計画に関する調査・研究 (4)農村・福祉計画に関する調査・研究 (5)映像製作		
環境に関する活動実績	(1)都市緑化計画の策定 環境に関する事業活動は、自治体の都市計画マスタープランの策定を通じて、多くの都市緑化計画を作成してきました。 (2)環境にやさしい都市交通の調査 地方自治体の環境にやさしいLRT(ライトレールトランジェット)やコミュニティバス(武蔵野市のムーバス)の計画調査を実施してきました。		
売 上 高 (13年度)	¥60,000,000円		

団体・企業名	株式会社 社会計画研究所	担当者名 齊藤 次男 青野 紘
--------	--------------	--------------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	都市緑化基本法(仮称)の制定		
政策の分野	番号 2	地球温暖化(都市緑化)	
政策の手段	番号 1	法律の制定(既存法の調整と新規の法律)	
政策の目的			
この法律は、近年における地球温暖化、大都市のヒートアイランド、大気汚等の地球環境の変化に我が国の都市が十分対応できない状況にかんがみ、これらの状況の変化に対応した持続可能な資源循環型社会を構築するため、都市の緑化の推進に関する基本方針について定めることです。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
いま時代が大きく変わろうとしています。 「環境問題」は、大量の廃棄物処理問題の深刻さや人類の存続を危うくする地球温暖化問題が顕在化した今、21世紀の新たな社会経済の構築のために、真っ先に取り組むべき重要な課題となっています。 今日の環境問題の大きな特徴は、環境問題の多くが国民の日常生活や通常の事業活動に起因していること、そして不特定多数の者がその原因者であるとともに影響を受ける者であることです。またその解決に当たっては、国内的にも国際的にも各主体の間の利害の対立が避けられない問題が山積しております。 都市緑化基本法を制定する主旨は、大都市地域におけるヒートアイランド問題を総合的に進め、地球温暖化に対処することです。			
政策の概要			
都市緑化基本法(仮称)は、各省庁にまたがる緑化に関する法律を改正し、それを総合化する新法を制定します。次に都市緑化緊急整備計画を自治体及び民間企業から申請を受け、環境省が認定後、都市緑化の拠点整備を促進します。都市緑化の拠点とは、公共団体、N G O、N P Oを通じて緊急かつ重点的に市街地の緑化を推進すべき地域のことです。 緑化の拠点とは、次の項目を示します。 (一) 校庭緑化 (二) 公共及び大規模民間施設の屋上緑化 (三) 防災上必要な避難道路(幅員4 m以上) (四) 沿道林の造成 (五) 鉄道林の造成 (六) 大規模河川の堤防林の造成 (七) 一般家庭のブロック、石塀の除却と生垣化 (八) その他都市緑化に必要な施設			

政策の実施方法と全体の仕組み (1) 各省庁にまたがる法律の改正(第一段階) 国土交通省、農林水産省、文部科学省にまたがる法律の改正に取り組むことが必要です。 □国土交通省 河川法(昭和39年制定) 都市公園法(昭和31年制定) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年制定) □農林水産省 生産緑地法(昭和50年制定) □文部科学省 校庭緑化事業 (2) 総務省、環境省共管による都市緑化基本法の制定(第二段階) 各省庁にまたがる法律の改正と運用の不備を点検し、新法制定による都市緑化事業の総合化、予算化、迅速化をモットーに、実効性のあるヒートアイランド対策を促進します。 (3) 地方自治体の都市化に関する条例の改正(第三段階) 東京都や各区では、緑化に関する条例を定めていますが、それらの運用の改正を促進します。 東京都 自然保護条例(屋上緑化の義務化) 北区 屋上・壁面緑化補助制度(1993年) 中央区 屋上・壁面緑化補助制度(1994年)
政策の実施主体 (提携・協力主体があればお書きください) (1) 地方自治体による実施体制 地方自治体は、都市緑化緊急整備計画を環境省に提出し、認定後、公共施設(校庭、広場、道路等)や民間施設の緑化に関する事業を実施します。 (2) 民間企業による実施体制 民間企業は、地方自治体に対して、事務所、マンション、工場等の都市緑化緊急整備計画を提出し、様々な税の減免(法律化する必要)やCO₂の排出権認定を受けることが考えられます。
政策の実施により期待される効果 (1) 都市緑化基本法(仮称)制定による効果 1)各省庁にまたがる法律の運用を総合的にすることができます。 2)大都市のヒートアイランド対策として、道路、校庭、工場の未利用地、堤防、鉄道敷地の空間、建物の屋上等の緑化を機動的に促進することができます。 (2) 地方公共団体及び、民間企業に期待される効果 1)地方公共団体が進める校庭及び校舎の屋上緑化により、緑地面積が増大し、教育環境の改善と防災機能の向上に寄与します。 2)民間企業の敷地及び建物の緑化の際、5m以上の樹木は炭酸ガス吸収効果としての排出権(法律化)を認定し、京都認定書の国際公約に寄与することができます。
パンフレット等添付資料名 (1) 都市緑化基本法(仮称)立法計画概要書 (2) 研究所概要